

第五十一号議案

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百十五号）の一部を次のように改正する。  
第二条の表四の項中「いう。」の下に「及び条例の施行のための教育委員会規則」を加え、同項イ中「第十三条の規定による」を「の施行に係る事務のうち教育委員会規則に基づく」に、「扶養手当」を「扶養親族」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第四十四号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。